

大牟田市請負工事一括下請負の点検に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大牟田市請負工事施工体制点検要領第5条第1項第3号の規定に基づき、一括下請負の疑義がある工事を抽出するために必要な事項を定めることにより、一括下請負の不正行為の排除を図るものである。

(点検方法)

第2条 監督員は、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任及び元請負人の実質関与等について、一括下請負点検表（様式第1号）及び実質関与点検表（様式第2号）により点検を行う。また、工事中に1回以上行うものとし、順次点検項目を絞り込むなどの工夫をして効率的に実施する。

2 監理技術者等の専任については、建設業法第26条第3項により専任を必要とする工事を点検する。

3 元請負人の実質関与については、次の各号のいずれかに該当する工事を重点的に点検する。

(1) 一次下請負人が工事の主たる部分（最大下請契約額）を実施する場合で、その下請負の契約金額が元請契約金額の過半を占めている工事。

(2) 同業種の同規模（ランク）又は上位規模の会社が一次下請負人にある工事。

(3) 工区割された同時期の隣接工事について、同一会社が一次下請等に存在している工事。

(4) その他、監理技術者等の専任に疑義があり、点検の必要を認めた工事。

4 前項に該当する工事は、元請負人だけでなく、自ら施工していないと思われる下請負人についても点検する。

(一括下請負の疑義がある工事の判定方法)

第3条 監理技術者等の専任がないことの事実を把握した場合は、一括下請負の疑義がある工事と判定する。

2 元請負人の実質関与に関しては、様式第2号により次の各号のとおり判定する。

(1) 全項目で「○」の場合は、「元請負人は総合的な企画、調整等全体を実施」と見なし、一括下請負の疑義がない工事と判定する。

(2) 全項目で「△」又は「×」の場合は、「元請負人は総合的な企画、調整等を実施していない」と見なし、一括下請負の疑義がある工事と判定する。

(3) 前2号以外の場合は、「元請負人は総合的な企画、調整等を部分実施」と見なし、元請負人の実質関与について指導し、再点検を行う。

3 一括下請負の疑義がある工事の判定については、施工体制にも注意し、紛らわしいケースでの判定の目安（別紙）を参考に判定する。

(疑義に対する措置方法)

第4条 点検の結果、一括下請負の疑義がある場合には、大牟田市請負工事施工体制点検要領第7条及び第8条に基づき対応を行う。

付 則

この基準は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する

付 則

この基準は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する

付 則

この基準は、令和元年 5 月 1 日から施行する

様式第 1 号

一括下請負点検表

○工事概要

点検日 令和 年 月 日

工 事 名		契 約 番 号	
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
請 負 金 額	千円千円	一次下請総額	千円
元 請 会 社 名		一 次 下 請 数	社
監 理 技 術 者 (主任技術者)			

○元請負人に着目した点検

点 検 項 目		説 明	内 容
1 一般事項	監理技術者等の専任 (①OK、②疑義、③問題、④不要)	②は頻度増、③の場合は是正措置、④は 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満の工事	
	元請の主たる部分の直営施工 (①あり、②なし)	元請に直営施工があり、かつ過半を占める場合は 5, 6 を点検し、2、3、4 の点検は不要	
	元請実施額 (元請額－下請額計) (千円)		千円
	元請実施割合 (元請実施額／元請契約額)		%
	最大契約額一次下請会社名		
	上記の請負金額 (千円)		千円
	上記の金額割合 (上の金額／元請契約額)		%
2 施工体系の パターン特性（これに該当するパターンの場合は、4 まで点検）	a 最大契約額の一次下請負人が元請契約額の過半を実施 (①y e s、②n o)	①の場合は一次下請の会社名	
	b 同業種の同規模（ランク）又は上位規模の会社が一次下請にある (①y e s、②n o)	①の場合は一次下請の会社名	
	c 工区割された同時期の隣接工事に同一会社が一次下請等に存在 (①y e s、②n o)	①の場合は一次下請の会社名	
	d その他、点検の必要を認めた工事 (①y e s、②n o)	①の場合は会社名	

3 施工体系のパターン特性で抽出した一次下請会社に関する事項	該当一次下請会社名		
	上記の請負金額（千円）		千円
	上記の監理技術者等の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題、④不要）	②は継続調査、③の場合は是正措置、④は 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満の工事	
	上記の担当工事内容	施工体系図に記入してある担当工事	
	上記の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）		
4 元請負人の実質関与	元請の実質関与（①元請が実質関与、②元請が部分的に関与、③元請が関与していない）	実質関与点検表（様式第2号）により点検	
	元請と主たる部分を施工する一次下請等の役割分担の考え方について、元請負人の意見聴取を行う。	上記の②又は③の場合又は紛らわしいケースでの判定の目安（別紙1）において疑義ある場合は、元請負人の意見を聴く	
	元請と主たる部分を施工する一次下請等の役割分担の考え方について、一次下請負人の意見聴取を行う。	元請負人の意見を聴いた上で、必要な場合は、一次下請負人の意見を聴く	
	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施（①実施、②継続調査、③不要）		

○下請負人に着目した点検

5 下請負人に着目した点検	管理業務のみと思われる下請会社の有無（①あり、②なし）	施工体制台帳等から抽出した管理業務のみと思われる会社の有無	
	該当会社名		
	上記の下請次数	一次、二次、三次下請等	
	上記の請負金額（千円）		千円
	上記の監理技術者等の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題、④不要）	②は継続調査③の場合は是正措置、④は 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満の工事	
	上記の担当工事内容	施工体系図に記入してある担当工事	
	上記の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）	再下請会社の属性を調査（以下の項目）	
	該当会社からの再下請会社の数		社
	再下請会社のうち、最大契約額の会社の契約額（千円）		千円
	上の金額割合（下位会社の請負金額／上位会社の請負金額）		%

	上の監理技術者等の所属及び専任 (①OK、②疑義、③問題、④不要)	②は継続調査③の場合は是正措置、④は 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満の工事	
	上記の担当工事内容	施工体系図に記入してある担当工事	
	当該下請負人等の役割分担の考え方、元請による指導内容（建設業法第 24 条の 6）について、元請負人の意見聴取を行う。	上記の調査で、下請負人に一括下請負の疑義がある場合は、元請負人の意見を聴く	
	一括下請負の疑義がある下請負人の意見聴取を行う。	元請負人の意見を聴いた上で、必要な場合は、当該下請負人の意見を聴く	
	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施 (①実施、②継続調査、③不要)		
6 以下は複数社ある場合に使用	該当会社名		
	上記の下請次数	一次、二次、三次下請等	
	上記の請負金額（千円）		千円
	上の監理技術者等の所属及び専任 (①OK、②疑義、③問題、④不要)	②は継続調査③の場合は是正措置、④は 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満の工事	
	上記の担当工事内容	施工体系図に記入してある担当工事	
	上記の主たる部分の直営施工 (①あり、②なし)	再下請会社の属性を調査 (以下の項目)	
	該当会社からの再下請会社の数		社
	再下請会社のうち、最大契約額の会社の契約額（千円）		千円
	上の金額割合（下位会社の請負金額／上位会社の請負金額）		%
	上の監理技術者等の所属及び専任 (①OK、②疑義、③問題、④不要)	②は継続調査③の場合は是正措置、④は 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満の工事	
	上記の担当工事内容	施工体系図に記入してある担当工事	
	当該下請負人等の役割分担の考え方、元請による指導内容（建設業法第 24 条の 6）について、元請負人の意見聴取を行う。	上記の調査で、下請負人に一括下請負の疑義がある場合は、元請負人の意見を聴く	
	一括下請負の疑義がある下請負人の意見聴取を行う。	元請負人の意見を聴いた上で、必要な場合は、当該下請負人の意見を聴く	
	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施 (①実施、②継続調査、③不要)		

注) 直営施工：主要機械オペレータ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。

契 約 番 号				元請負人	主たる部分を行う一次下請負人	当該項目に関する実施者 (注1)
工 事 名				○：実施している ：一部が欠けている ×：ほとんど出来ていない －：判別不能	○：元請に代わって実施 ：元請の補助として実施 □：担当分野を実施 (項目7.8.10) ×：関与していない －：判別不能、対象外	
元請会社名						
主の一次下請会社名						○：元 ：元＋一次 ×：一次
請 負 金 額 比		(一次下請金額計) / (元請金額) %				
元請負人の実質関与に関する点検事項						
番号	項 目	内 容	監督・検査での点検事項等			左の判定
1	技術者専任	・元請会社に所属している技術者の専任が認められる	・施工計画書に記載された技術者の所属 ・専任状況			
2	発注者との協議	・請負契約書に基づく協議・報告事項、設計内容の確認や設計変更協議等の打合せを主体的に実施	・打合せ、打合せ簿等			
3	住民への説明	・工事施工に関する具体的内容の住民説明を行う ・住民等からの苦情等について、適確に対応	・日報、住民からの苦情の内容等			
4	官公庁等への届出等	・労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届出等を行い、履行 ・工事施工上必要な道路管理者、交通管理者等への申請、協議を実施	・申請書等の内容等			
5	近隣工事との調整	・近隣工事との調整を適切に実施	・近隣工事と調整がとれた施工等			
6	施工計画	・契約図書の内容を適切に把握 ・設計図等の照査を適確に実施 ・施工計画(工程計画、安全計画、品質計画等)を立案 ・必要となった修正を適切に実施	・施工計画書、施工計画打合せ等			
7	工程管理	・工事全体を把握し、工事の手順、段取りを適切に調整指導 ・工程変更を余儀なくされた時に適切に対応 ・災害防止のための臨機の措置を実施	・施工計画と実際の差等		(□の場合は、担当分野) (注2)	
8	出来形・品質管理	・品質確保の体制整備 ・所定の検査、試験を実施 ・検査、試験結果を適切に保存 ・不具合等の発生時に適切な対策を実施	・出来形報告書類、品質記録書類、写真等		(□の場合は、担当分野) (注2)	
9	完成検査	・下請施工分の完成検査	・点検時ヒアリング、元請の出来形管理資料等			
10	安全管理	・安全確保に責任ある体制の保持 ・設備、機械、安全施設、安全行動等の点検 ・労働者の安全教育、下請負業者の安全指導	・施工計画書、仮設物の状況、仮設物の点検記録、日報、安全訓練、安全パトロール・教育の実施状況等		(□の場合は、担当分野) (注2)	
11	下請の施工調整及び指導監督	・施工場所、施工取り合い部分、仮設物の使用等について調整指導 ・施工上の留意点、技術的内容について具体的指導 ・施工体制台帳、体系図整備	・現場の施工状況、下請負からの苦情、下請の事故等の処理、施工体制台帳等			
総合判定		(注3)				

注1) 元請 下請 実施者
 ○ × ○
 × ○、□ ×
 、□
 ○ □ ○
 ○ ○ ○、

元請が実施(一次は実施していない)
実質的に一次が実施
元請と一次下請で実施
7.8.10のみ。ケース1、ケース2に該当する場合は、注意して点検
あり得ないケース

注2) 元請が実施すべき業務まで実施している場合は 、専門工種に係る業務のみを実施している場合は□

注3) 判 定

ア. 全て○：元請負人は実質関与していた。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等全体を実施」とする。(一括下請負の疑義なし)

イ. ア以外：元請と一次下請が共同で元請の行うべき総合的な企画調整等を実施していた。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等を部分実施」とする。(元請負人の実質関与を指導後、再点検)

ウ. 全項目で または×：一次下請が元請が行うべきことを実施していた。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等を実施していない」とする。(一括下請負の疑義あり)

紛らわしいケースでの判定の目安

ケース内容 元請負人の実質関与の状況(点検結果)	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4(下請の一括下請負)
	主たる部分を行う一次下請負人が主たる部分の直営施工をしておらず(管理業務が主体)二次下請負人以下が実質施工しているケース。	特定の一次下請負人が主たる部分の直営施工をしているが当該一次下請負人が工事全体の大部分を実施しているケース。	工区割りされた同時期の隣接工事について同一会社が一次下請負人(元請と一次下請の場合も同様)として、主たる部分を実施しているケース。	下請負人に直営施工がなく、再下請負人が実質的に施工をしているケース。
ア(全体実施) 総合的な企画・調整等を全体を実施。	○元請のみ実質関与。 ☐ × 一次下請の業務が不明確で介在が不適切と判定。 ○一次下請は専門工種部分の施工管理を実施(実質関与)。 ☐ ○ 専門工種が元発注工事のほとんどを占める場合は、 ☐ と同様でないか注意して点検。	☐ ○ 但し、特定の一次下請が工事の大部分を実施している場合は ☐ でないか注意して点検。	点検結果に関わらず要件に合致すれば... ☐ 一括下請負の疑義有	主任技術者の専任が認められる。 ☐ - 1 ○ 専門工種の管理指導上の必要性が認められ、実質関与をしている。 ☐ - 2 × 専門工種の管理指導上の必要性が認められない、もしくは、実質関与をしていない。 主任技術者の専任が認められない。 ☐ ×
イ(部分実施) 総合的な企画・調整等を部分実施。	☐ × 一次下請は元請の補助もしくは代行業務を実施と判定。	☐ × 一次下請が直営施工と元請が行うべき管理業務を実施していると判定。		
ウ(関与していない) 総合的な企画・調整等を実施していない。	☐ ケースに関わらず一括下請負の疑義有			

元請負人の実質関与に関する点検項目(ア、イ、ウの判定要素)

技術者専任 発注者との協議 住民への説明 官公庁等への届出等 近隣工事との調整 施工計画 工程管理 出来形・品質管理 完成検査
 安全管理 下請の施工調整及び指導監督

紛らわしいケースでの判定の目安に関する補足

●全 体	[1]	○印：一括下請負の疑義がない工事。 ×印：一括下請負の疑義がある工事。
	[2]	直営施工；主要機械オペレータ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。
●ケース1	[3]	一括下請負の疑義がある工事においては、「判定」に示した請負人だけでなく、派生的に元請負人及び主たる部分を行う一次下請負人の双方が検討対象となる(以下のケースでも同様)。 に該当する場合は、一括下請負の疑義がある工事として元請負人等から意見を聞き、必要な場合は改善措置を求める。
	[4]	「専門工種」；「土木工一式」、「建築工一式」以外の工事など専門技術に基づく施工管理等を必要とする工事の工種。
	[5]	に関する判断要素；主たる部分を行う一次下請負人の担当工事範囲が広いほど(発注者と元請負人の契約内容と元請負人と下請負人の契約内容の類似性が高いほど、下請金額が大きいほど、下請会社数が少ないほど)とは考えにくい。
●ケース3	[6]	「当該一次下請の請負金額が高い」；異なる工事の主たる部分を実施する一次下請負人等について、概ね当該一次下請負人等の請負金額の合計額が、いずれか一方の元請の請負金額を越える場合とする。なお、特許を要する特殊な工法等の場合は、別途検討する。
●ケース4	[7]	ケース1からケース3が元請負人と一次下請負人の関係に着目しているのに対し、ケース4は下請負人と再下請負人の関係に着目している。この際、ケース4に例示した施工体制の場合は、一般に - 2もしくは に該当すると考えられる。一方、ケース4の - 1に該当する場合としては、例えばケース1の における一次下請負人が相当する。
	[8]	主任技術者の専任がない場合は、建設業法第26条違反ともなる。なお、専任は、請負金額が2,500万円(建築一式工事では5,000万円)以上の工事について必要である。